

令和5年5月31日
子ども・若者部保育課

「区内保育施設における不適切保育（虐待）の発生と対応等区の実践」
に関する児童福祉審議会保育部会への報告結果について

1 主旨

令和4年度中に区内保育施設において発生した不適切保育（虐待）の内容と、不適切保育への区の実践等について、児童福祉審議会保育部会へ報告し委員から意見をいただいたので、その結果を報告する。

2 保育部会の開催日等

令和5年3月22日（水）午前10時から正午まで
区役所第一庁舎5階 庁議室

3 保育部会委員の構成

	氏名	所属等
部会長	天野 珠路	鶴見大学短期大学部教授
委員	宮崎 豊	玉川大学教育学部教授
委員	丹羽 克裕	丹羽総合会計事務所会計士

4 報告内容

令和5年2月27日の福祉保健常任委員会に報告した、区が把握した虐待件数と行為の概要について、園名を伏せた上で報告し、保育部会委員から意見をいただいた。報告内容の詳細については、別紙のとおりである。

報告した施設類型と施設数の年度別内訳

【令和2年度】（3園、11件）

施設類型	施設数	件数
区立保育園	1園	9件
私立保育園	2園	2件

【令和3年度】（3園、12件）

施設類型	施設数	件数
私立保育園	3園	12件

【令和4年度】（15園、27件）

施設類型	施設数	件数
区立保育園	5園	9件
私立保育園	6園	15件
認可外保育施設	4園	3件

5 虐待行為に対する委員意見の概要と意見を受けた今後の区の対応

(1) 子どもに対する過度な指導等

①委員意見の概要

- ・子どもへの乱暴な言葉がけは、無意識であったり、当初の強い口調が徐々に強くなったりする。そうした行為は、行為者に具体的に認識させる必要があり、場面に応じて「子どもたちのために」という意識で、保育の振り返りが必要である。

②今後の区の対応

- ・園を支援する巡回支援訪問を、保育サポート訪問という名称に変え、これまで以上に園に寄り添った対応とした。従来の研修に加え、サポート訪問の機会等を捉え、具体的な助言を実施することとした。

(2) 子どもに罰を与えるようなかわり等

①委員意見の概要

- ・現場の保育士が意見を出し合い、行為を非難するのではなく、自分を振り返る機会、園全体で改善点が見えるような話し合いが重要であり、そこに保護者の意見や区の意見が反映されるのが理想である。

②今後の区の対応

- ・現場からの意見を区の保育へ反映できるよう、行政からの上から目線での指導ではない、公私立の園長代表による話し合いや、現場の保育士や保護者を加えた検討を実施していく。

(3) 子どもへの差別的や配慮に欠けるかわり等

①委員意見の概要

- ・保育の行為で子どもへの指導は大事な一つの行為である。ただ、保育者の一部の行為を切り取る等により、乱暴な言葉の線引きの本質が見えにくくなる。具体的にどのような行為が不適切なのか等を意識させることが重要ではないか。

②今後の区の対応

- ・これまでも区では虐待行為を広く捉え、園への指導や支援を行ってきたが、どこまでが指導でどこからが虐待と捉えるかという課題がある。従来の事案の背景を踏まえた判断に、今般、国から示された「虐待防止等

ガイドライン」も活用しながら総合的に園を支援して行く。

(4) その他の意見の概要

- ・具体的な事例や場面を想定した資料・教材等があれば、研修に派遣できない園でも活用した取り組みが可能ではないか。
- ・園名を含めて公表すると、不適切な保育について過度に委縮したりかえって隠そうとしたりする恐れがあるため、園名を伏せて公表すべきであった。
- ・チェックリストや通報窓口は抑止力の一つだが、逆に保育現場を委縮させる可能性もある。抑止は必要だが、同時に現場を支援する体制もお願いしたい。

6 保育部会からの意見を踏まえた区への対応

児童福祉審議会保育部会からの意見を踏まえ、公立私立の園長会や保育サポート訪問、区立保育園園長と私立保育園園長との意見交換会等の機会を捉え、改めて保育中の安全に関する啓発を行うとともに、現場の当事者の視点による取り組みを進められるよう保育現場への支援を継続する。

また、児童福祉審議会保育部会への報告結果は、区ホームページに掲載するとともに、再発防止に向けて取り組むよう区内保育施設に呼び掛ける。

なお、令和5年度以降も引き続き虐待等の重大な案件が生じた場合は、保育部会へ報告する。

別紙

令和5年3月22日
保 育 部

区内保育施設における不適切保育（虐待）の発生と対応等区の実施について

- 令和2年度
- ・区立保育園にて、保育士による不適切保育の発生。
 - ・学識経験者による「世田谷区立保育園における保育のあり方検討会」を全4回実施。
 - ・あり方検討を受け、「令和2年10月 区立保育園における『子どもの心身に有害な影響を与える行為』に関する検証報告書」
- 令和3年度
- ・私立保育園にて、重大事故及び保育士による不適切保育の発生。
- 令和4年度
- ・私立保育園の事案を受け、学識経験者による「世田谷区保育施設への支援・指導のあり方検討」を全4回実施。
 - ・あり方検討を受け、「世田谷区保育施設への支援・指導のあり方検討会検討結果報告書」を作成。
 - ・通報等を受けた際の相談の流れを明確とするとともに、児童福祉審議会保育部会等の機関と連携することを確認。
 - ・静岡県裾野市にて、不適切保育による逮捕者。
 - ・私立保育園にて、不適切保育に関する報道。
 - ・区立保育園の保育士がわいせつ嫌疑により逮捕。
 - ・「世田谷区内の保育施設における不適切保育（虐待）通報」窓口の運用開始。

【令和2年度】

○行為概要

※区が把握した内容に基づくが、事案の特定可能性に配慮したため表記にばらつきあり。

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型) ①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤差別的な関わり	事案把握の類型
1	1	乱暴な関わり (③)	匿名による区への通報
	2	脅迫的な言葉かけ (②)	
	3	乱暴な言葉を使用した。(②)	
	4	子どもを隣室に一人にした。(①)	
	5	食事の際、強く指導をした。(②)	
	6	年齢より下のクラスに連れて行った。(③)	
	7	おむつを使用していないのに「おむつで寝かせる」と言った。(①)	
	8	午睡の際、動けないようにして寝かせる行為をした。(②)	
	9	午睡の際、バスタオルをかぶせた (③)	
<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ匿名の通報があった。</p> <p>(2) 区から園へ確認を行う。</p> <p>(3) 保育園にて振り返りを行うとともに、会議で人権について再確認する。</p> <p>(4) 特別指導検査により指導を行い、改善報告書を提出させた。</p> <p>(5) 巡回支援訪問により、課題・問題点の把握や指導・助言を行い継続的な支援を実施。</p> <p>(6) 自園における人権チェックリストの作成と活用及び振り返りの継続</p> <p>(7) 巡回支援訪問により、課題と問題点の把握や助言を行い継続的な支援を実施。 ⇒巡回支援訪問の回数を重ねるごとに、園の保育が改善につながっていることを確認した。</p>			
2	10	遊具で子どもを叩く (③)	内部職員からの通報

	<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ内部職員より通報があった。</p> <p>(2) 区は園へ訪問し、園長に事実確認の指示と助言を行った。</p> <p>(3) 園長が職員に事実確認をしたところ、当該行為を確認した。</p> <p>(4) 区は園長へ数回の電話により、指導助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員間の連携、言葉のかけ方等の指導・助言 ・保育の質ガイドラインやチェックリストの活用を含め、指導・助言 <p>⇒園長の職員指導と法人内の研修を通して、当該職員、園の保育が改善につながっていることを確認した。</p>		
3	1 1	<p>子どもの人権が守られていない (①)</p> <p>※意見の対立している保育士同士が子どもの目の前で言い合いをしたり、泣き止まない子どもの対応を代わろうと申し出あっても受けないなど、職員の間人関係が子ども中心の保育より優先している。</p>	内部職員からの通報
	<p><対応経過></p> <p>(1) 内部職員から区への報告</p> <p>(2) 区は園に連絡。園長が該当行為を認める。</p> <p>(3) 園長は全職員と面談。</p> <p>(4) 区は巡回訪問により、人権マニュアルに沿って視察・振り返りを行う。</p> <p>⇒巡回支援訪問の回数を重ねるごとに、改善につながっていることを確認した。</p>		

【令和3年の案件】

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型)	事案把握の類型
1	1	トイレに故意に置いてきた (③)	区民の声での通報
	2	強い言葉がけ (②)	
	3	鬼の映像を見せ、鬼が来ると言う (③)	
	4	年齢より下のクラスへ連れていく (①)	
	5	ブサイクと言う (①)	
	6	あごをつかんで保育士の方を向かせる (③)	

		<p><対応経過></p> <p>(1) 区民の声へ通報</p> <p>(2) 区は園長に連絡し、事実確認。</p> <p>(3) 園長はアンケートで調査をするが、確認できなかった。</p> <p>(4) 再び、区より園長に入電。 その後、ヒアリング実施したところ、園長が行為を認める。</p> <p>(5) 特別指導検査により指導を行い、改善報告書を提出させた。</p> <p>(6) 巡回支援訪問及び保育運営支援員により、課題と問題点の把握や助言を行い継続的な支援を実施。 ⇒巡回支援訪問の回数を重ねるごとに、改善につながっていることを確認した。</p> <p>(7) 区立保育園への園外研修（全職員）を行う。 ⇒研修の気づきを持ち帰り、職員から自園の改善に向けた多くの提案があがった。 巡回支援訪問や保育運営支援員により、研修の気づきが保育実践の改善に繋がっている姿を確認した。</p>	
2	7	<p>子どもの要求を無視 (①)</p> <p>※腕ぶらんこを順番にやってもらっており、当該児も順番を待っているのに、ひとりだけ順番を抜かされたのを保護者が見た。</p>	保護者からの通報
		<p><対応経過></p> <p>(1) 保護者より、区へ入電。</p> <p>(2) 区より園に入電。園長が該当職員に事実確認。</p> <p>(3) 当該職員が行為を認める。</p> <p>(4) 園長が保護者へ謝罪をし、納得を得たことを確認。</p>	
3	8	園児を蹴り返す (③)	園長からの報告
	9	腕を掴んで引っ張る (③)	
	10	園児の両足を引っ張る (③)	
	11	泣いている園児を放置した (①)	
	12	脅迫的な言葉がけ (②)	

<対応経過>

- (1) 園長からの報告、防犯カメラの映像による事実確認。
- (2) 法人の理事長から今後の改善方針等について区が説明を受ける。
- (3) 区が訪問し園長、副園長及びクラス担当の保育教諭にヒアリングを実施。
- (4) 不適切保育の経過及び今後の対策について、保護者へ周知文を配布する。
- (5) 法人から改善状況報告書が提出される。
- (6) 巡回支援訪問、幼児教育アドバイザー派遣、改善状況の確認を継続的に実施する。
⇒当該保育士の配置換え、新園長によるコミュニケーションを重視した運営、同僚への声掛け等が実施されており、改善につながっていることを確認した。

令和5年2月27日
福祉保健常任委員会資料抜粋

私立認可保育園における虐待（不適切な保育）及び区の取り組みについて
（追加報告）

3 区内保育施設における虐待（不適切な保育）に関する報告

(1) 区が把握した虐待件数および行為概要

この間の厚生労働省等による「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（以下「国調査」という。）に基づき集計を行い、令和4年4月1日～12月31日の間に12園において23行為を虐待行為として、件数を国へ報告している。これらすべてについて指導し改善を確認している。

今般、令和5年1月以降（2月15日受付分まで）における、対応済2園3行為、対応中1園1行為を含めた15園27行為について概要を報告する。

なお、本件については、令和5年3月22日に開催する「児童福祉審議会保育部会」において報告し、その際にいただいたご意見については改めて議会へ報告する。

○行為概要

※区が把握した内容に基づくが、事案の特定可能性に配慮したため表記にばらつきあり。

施設 番号	項番	行為概要（①②③④⑤は国調査に基づく行為類型）	事案把握の 類型
		①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤差別的な関わり	
1	1	手を強く引く（①）	保護者・職員等からの 通報
	2	押す、引っ張る、転ばせる、壁に押し付ける（③）	
	3	嫌がる子どもに強く水をかける（③）	
	4	気に入っている子どもを個人のスマートフォンで撮影（④）	

<p><対応経過></p> <p>(1) 巡回支援訪問時、園長から相談があった。</p> <p>(2) 区は法人へ連絡し、職員（保育士）への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 区は園に対して園長への電話や巡回支援訪問により指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長等と職員の信頼関係に課題があったので、再構築を指導、助言。 ・保育の質向上のための研修の実施や人権チェックリストの活用方法を含めて指導、助言。 ・保育運営支援専門員を派遣し、継続的な支援を実施。 <p>⇒巡回支援訪問の回数を重ねるごとに、改善につながっていることを確認した。</p>	
---	--

2	5	子どもへの注意にあたって、ふさわしくない言葉で指導を行った (2)	施設からの報告・相談
	<p><対応経過></p> <p>(1) 園へ保護者から苦情及び事実確認の依頼があった。</p> <p>(2) 園長が職員に事実確認を行ったところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 園長が職員を指導するとともに職員は園児と保護者に謝罪と丁寧な状況説明した。</p> <p>(4) 園長が区へ報告した。</p> <p>⇒園長の職員指導、保護者対応が適切に行われたことを確認した。</p>		
3	6	名前の呼び捨て (1)	保護者・職員等からの通報
	7	乱暴な声かけ (2)	
	8	厳しい叱責 (2)	
	9	自尊心を傷つけるような言動 (1)	
	10	食事に時間のかかる子どもへの乱暴な声かけ (2)	
	11	トイレを我慢させる (3)	
<p><対応経過></p> <p>本委員会報告案件（継続調査中）</p>			
4	12	子どもの求めに対して拒否的な言動 (1)	巡回支援訪問等で直接確認
	13	腕を引っ張る (3)	

		<p><対応経過></p> <p>(1) 巡回支援訪問時、区職員が当該行為を確認した。</p> <p>(2) その場で園長に対して改善するよう指導した。</p> <p>(3) 再訪問し、保育の改善点・指導点を具体的に伝える。</p> <p>(4) 前回の訪問時の改善点について、園長が当事者へ指導し改善したことを確認した。</p> <p>⇒園長の指導力向上のための巡回支援訪問を通し、改善につながっていることを確認した。</p>	
5	14	どなる (①)	保護者・職員等からの通報
		<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ保護者より、子どもから聞いた内容として通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 巡回支援訪問により園長による職員指導の状況や保育内容を確認し、人権チェックリストの早急な活用を含めて指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が職員指導を行ったことを確認した。</p> <p>⇒職員自身が当該行為の見直しに向け取り組んでいることと、巡回支援訪問で園長の指導力向上のための支援を行うことにより、保育状況の改善を確認した。</p>	

6	15	子どもの心情に寄り添わない言動 (①)	保護者・職員等からの通報
		<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ匿名の通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 複数回の巡回支援訪問や保育運営支援専門員の派遣により指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長に全職員を対象とした定期的な人権チェックリストの活用、個別ヒアリング、法人と連携した研修の実施を指導、助言。 ・当該職員の変化、改善について、段階的に園長に確認。 <p>(4) 園長が職員指導を行ったことを確認した。</p> <p>⇒園長の指導力向上のための支援を具体的、継続的に行うことで、保育状況の改善</p>	

		を確認した。	
7	1 6	威圧的な声 (③)	保護者・職員等からの通報
	1 7	好きな子どもばかりをかわいがる (⑤)	
	<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ保護者から通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 巡回支援訪問で本人の保育を確認し、園長に指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が当該職員へ指導したことを確認した。</p> <p>⇒園長の指導力向上のための指導を実施するとともに、園長と当該職員への指導方法について共に検討し、園が実践したことで保育状況の改善を確認した。</p>		
8	1 8	乱暴な言葉 (②)	保護者・職員等からの通報
	1 9	子どもを傷つける否定的な言動 (③)	
	<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ近隣から通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 巡回支援訪問で園長、副園長と対応策を共に検討する中で、指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が当該職員へ指導したことを確認した。</p> <p>⇒園長・副園長と当該職員への指導方法等について共に検討し、園が実践したことで保育状況の改善を確認した。</p>		
9	2 0	配慮を要する子どもへの対応不足、大きな声による指導 (④)	保護者・職員等からの通報
	<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ保護者から通報があった。</p> <p>(2) 区は施設を訪問し当該行為を確認した。</p> <p>(3) 保育室にいる全ての子どもたちの様子を把握できるように、職員の立ち位置を変えて保育室全体を見渡せるよう改善を指導、助言した。</p> <p>⇒施設訪問時に具体的な対応策を指導、助言を行い、改善を確認した。</p>		
1 0	2 1	威圧的な大きな声、乱暴な言葉かけによる指導 (②)	保護者、職員等からの

			通報
		<対応経過> (1) 区へ近隣から通報があった。 (2) 区は園長へ連絡し、職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。 (3) 園長が職員指導を行うとともに、区が施設訪問時に、経験の浅い職員に対して、職員同士の声かけやフォローができるように指導、助言を行った。 ⇒園長による職員指導、体制の見直しにより改善を確認した。	
1 1	2 2	子どもの行動を急かすような乱暴な声かけ (②)	施設からの報告・相談
		<対応経過> (1) 園へ近隣から、当該行為の通報があった。 (2) 園長が職員に事実確認を行ったところ、当該行為を確認した。 (3) 園長が全職員へ言葉がけの仕方などを指導した。 (4) 園長が区へ報告した。 ⇒園の職員指導が適切に行われたことを確認した。	
1 2	2 3	強い口調での注意、子どもの腕を強く引っ張っての誘導 (①)	施設からの報告・相談
		<対応経過> (1) 園長へ施設職員から、当該行為を行う職員を見たとの報告があった。 (2) 園長が事実確認を行ったところ当該行為を確認したため、園が区に報告した。 (3) 園が保護者へ謝罪するとともに、当該職員については系列園でのOJTを実施した。 (4) 園が区へ今後の対応等を報告した。 ⇒園の職員指導、保護者対応が適切に行われたことを確認した。	

○令和5年1月以降の案件 (令和5年2月15日受付分まで)

<対応が完了した案件>

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型)	事案把握の類型
1	1	子どもを急かす、強い口調 (①)	保護者・職員等からの
	2	払いのけ、バランス崩し転倒 (③)	

			通報
		<対応経過> (1) 区へ同じ公園にいた他園の園長より通報があった。 (2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。 (3) 区は園に対して園長へ巡回支援訪問等により指導、助言を行った。 (4) 園長が当該職員の言動について指導したことを確認した。 ⇒園の職員指導が適切に行われたことを確認した。	
2	3	どなる、大声をあげる、子どもが職員に怯える (①)	保護者、職員等からの通報
		<対応経過> (1) 区へ保護者から通報があった。 (2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。 (3) 区は園に対して園長へ巡回支援訪問等により指導、助言を行った。 (4) 園長が当該職員の言動について指導したことを確認した。 ⇒園の職員指導が適切に行われたことを確認した。	

<対応中の案件>

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型)	事案把握の類型
		①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤差別的な関わり	
1	1	子どもに対するわいせつ行為嫌疑 (①)	保護者、職員等からの通報
		<対応経過> 警察による捜査中。	

(2) 再発防止の取組み【2月7日本委員会報告事項とその後の取組み】

- ①「子どもの人権チェックシート」「世田谷区の主な相談先」活用の徹底
 区が作成した「子どもの人権チェックシート」、保育士が不適切な保育を感じた時の「世田谷区の主な相談先」の掲示の活用について、2月16日にすべての

保育施設に周知し、活用状況の報告を求めている。引き続きすべての施設で活用することを確認し徹底する。

②世田谷区民間保育園連盟と連携した取り組み

私立園の多くが加盟する世田谷区民間保育園連盟役員と区立園長会役員による「保育の質検討会議」を2月13日に第1回を開催した。意見交換を通じて、虐待行為の防止のためには、各園の主体的な取り組みや保育士が他園の保育士と共に気軽に仕事の悩みを話せるつながりをもつことが重要なことを確認し、来月第2回以降具体策を検討する。

③保護者への相談窓口の周知徹底【一部追加】

区内保育施設を利用するすべての保護者の不安を払しょくするために、区立、私立、認可外の保育施設に対して、各施設と区への相談窓口を、保護者に改めて明確にするよう、周知徹底した。

さらに、区ホームページに「世田谷区内の保育施設における不適切な保育（虐待）通報について」のページを新たに開設し、従来からの電話等の相談窓口に加えて、新たに電子申請のしくみを利用して通報できるようにした。（別紙）

④保育の質の維持向上のための体制強化（組織改正）【再掲】

指導検査体制を強化して、私立保育園への年1回以上の指導検査を行う体制とする。

保育の質向上担当副参事を設置するとともに、園運営や保育内容について支援する担当を強化し、苦情や相談のあった施設に集中して支援にはいる。補助金支給などの給付に特化した担当を設置して、事務処理の正確性を確保する。

⑤保育事故防止カメラの設置の推進

国と都からの10分の10補助により、防犯カメラ等設置費が補助対象となることを2月13日の私立園長会においても、再周知し設置を進めるよう促した。

⑥区が把握した保育施設におけるすべての虐待（不適切保育）報告【再掲】

園名を除く、行為の内容、園が講じた対応策などを、年に1度、「児童福祉審議会の保育部会」（直近の開催予定：令和5年3月22日）に報告し意見を求める。審議会資料とあわせて審議会の際にいただいた意見についても議会へ報告する。

また、子どもの命に関わるような重大事故や著しく子どもの心身や人権を侵害する虐待行為、区が改善・再発防止の取組みに重点的に関与する事案については、園名を除き随時報告する。